

(様式2)

財産活用課長	課長補佐

記載例

平成 年 月 日

# 労働環境申告書 (工事請負契約)

契約件名	<input type="checkbox"/> □□工事	契約番号	
所在地	流山市平和台地先		H●●AN●●●●
名称	(株)△△工業		
代表者名	代表取締役 ●●		⑩
担当者名	■ ■ ● ●		
電話番号	00-0000-0000		

「その他」は契約社員や嘱託職員等が対象となります。

労働環境申告書の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

【従業員数】	正社員	5人	パート・アルバイト	2人	その他	0人
--------	-----	----	-----------	----	-----	----

「はい」、「いいえ」の該当する方を○で囲んでください。

<b>1 労働条件等について</b>	
(1) 常時10人以上の従業員を雇用している場合、就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者にきちんと周知していますか。	はい・いいえ <b>対象外</b>
(2) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(3) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容ですか。また、適正に運用されていますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(4) 障害者の雇用促進に努めていますか。 (雇用率 %)	はい・いいえ <b>対象外</b>

<b>2 労働時間について</b>	
(1) 労働者の労働時間をきちんと把握し、記録していますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(2) 労働者の休暇・休日の取得状況をきちんと把握し、管理していますか。	<b>はい</b> ・いいえ

<b>3 賃金について</b>	
(1) 賃金について、月に1回以上、一定期日を定め、きちんと支払っていますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(2) 賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を明示していますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(3) 時間外・休日等の割増賃金を適正に支払っていますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(4) 当該契約における工事に主として従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。	(様式3)労働者配置計画書に記入

従業員数(正社員、パート・アルバイト等を含む)が45.5人以上の事業所を対象としています。(H30.4.1時点)

<b>4 保険等の加入状況について</b>	
(1) 社会保険に加入していますか。(事業所番号:○○○○○○○)	<b>はい</b> ・いいえ
(2) 労働保険(雇用保険・労災保険)に加入していますか。 雇用保険(事業所番号:○○○○-○○○○○-○) 労災保険(労災保険番号:○○○○○-○○○○○-○)	<b>はい</b> ・いいえ

常時50人以上の従業員を使用する事業所は届出が必要です。

<b>5 安全衛生等について</b>	
(1) 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	<b>はい</b> ・いいえ
(2) 衛生管理者・産業医を適正に選任していますか。	はい・いいえ <b>対象外</b>
(3) 労働災害への対策状況は適正ですか。(事故報告書等の記録など。)	<b>はい</b> ・いいえ
(4) 契約締結の日から起算して過去2年間に労働災害は何件ありましたか。	1件

### 【特記事項】

- 受注者は、様式2「労働環境申告書」及び様式3「労働者配置計画書」を記入し、本契約締結後速やかに契約担当課に提出とする。
- 流山市は、本申告書の内容に疑義が生じたときは、当該申告した内容の根拠となる資料及び関係書類の提出を求めるものとする。なお、必要に応じて、受注者の事務所等において、関係書類の確認及び本契約に従事する労働者からの聞き取り等を行うことができるものとする。
- 流山市は、本契約に従事する労働者の労働環境が不適切であると認められた場合は、労働環境の改善を指示するとともに、指示により行った労働環境の改善報告書を提出させることができるものとする。
- 流山市は、前項の報告書の提出がない場合または報告書の内容に沿った改善がなされていない等報告書の内容に虚偽がある場合は、受注者に対し指名停止の措置ができるものとする。

該当する場合は(様式4)の理由書に詳細を記載してください

(様式3)

工事に係る工種を記載してください。

# 労働者配置計画書

# 記載例

当該工事に従事する者(元請及び下請)の最低労働賃金を記入すること。

工種	職種	人数	最低労働賃金単価 (1日当たり)	施工業者名	元請・下請
土木工事	とび工	5	25,000	(株)〇〇工業	元請
土木工事	運転手(特殊)	1	25,000	(株)△△建設	下請
土木工事	運転手(一般)	2	21,000	(株)△△建設	下請
土木工事	普通作業員	10	20,000	(株)△△建設	下請
土木工事	土木一般世話役	1	15,500	(株)△△建設	下請
鉄筋工事	鉄筋工	2	28,000	(株)△△建設	下請
鉄筋工事	普通作業員	2	18,000	△△工業(株)	下請
型枠工事	型わく工	2	28,000	□□□建設(株)	下請
型枠工事	普通作業員	2	18,000	△△工業(株)	下請
ブロック工事	ブロック工	2	25,000	(有)〇〇〇工務店	下請
ブロック工事	普通作業員	4	18,000	△△工業(株)	下請
交通管理	交通誘導員B	2	15,000	〇〇警備(株)	下請

工事に従事する従業員の実人数を記載してください(延べ人数は不可)

元請・下請を正確に記載してください。

「最低賃金水準額について」の対象となる職種名を正確に記載してください。

金額の算出方法は、労働環境配置計画書算出式(記載例)をご確認ください。

下請負契約を結ぶ場合の元請負人の義務について、建設業法(第24条の3～第24条の7)に定められており、下請負代金の適正化及び下請労働賃金の確保などが求められています。

### 【労働者の範囲について】

- ・本契約における工事に従事する者で、公共工事設計労務単価で区分される職種の労働者とする。
- ・雇用形態(日雇い・短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入すること。(現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含まない。)

### 【最低労働賃金単価について】

- ・該当する職種ごとに、労働者の最低賃金単価を記入すること。

### 【労働賃金の算出について】

- ・(基本給相当額+基準内手当+臨時の給与・賞与等+実物給与)÷会社所定の1か月の労務日数により、日単位の賃金を算出すること。  
基準内手当とは・・・扶養手当・通勤手当・地域手当・住宅手当・職場手当・技能手当・精勤手当など  
算出根拠例は別紙を参照

